

行政不服審査会の答申内容について

諮問番号	答申番号	事件名	処分庁（根拠法）	諮問年月日	答申年月日	答申内容
諮問 第1号	答申 第1号	消防法第17条 の4第1項の 規定に基づく 命令に係る審 査請求	逗子市消防長 (消防法)	令和6年2月15日	令和6年4月18日	処分庁が審査請求人に対して行った、消防法の規定に 基づく自動火災報知設備を設置すること及び誘導灯を 設置することに係る命令に対する審査請求について、 審理員の審理手続は適正に行われている。 本件審査請求は棄却すべきであるとした審査庁の判断 は妥当である。
諮問 第7号	答申 第1号	消防法第8条 第3項及び消 防法第17条の 4第1項の規 定に基づく命 令に係る審査 請求	逗子市消防長 (消防法)	令和5年8月23日	令和5年11月27日	処分庁が審査請求人に対して行った、消防法の規定に 基づく防火管理者を定めること、スプリンクラー設備 を設置すること及び消防機関へ通報する火災報知設備 を消防法で定める技術上の基準に適合するように改修 することに係る命令に対する審査請求について、審理 員の審理手続は適正に行われている。 本件審査請求は棄却すべきであるとした審査庁の判断 は妥当である。